

エチレンオキシドを用いた滅菌作業の健康障害防止

対象となるのは、エチレンオキシド及びエチレンオキシドを1%以上含む滅菌用ガスによる滅菌作業です。

- ・ばく露防止措置

局所排気装置、エアレーションを行う設備等が必要です。

- ・漏えい防止措置

特定化学物質等障害予防規則（特化則）に基づく漏えい防止措置を講じる。

- ・作業主任者の選任

特定化学物質等作業主任者技能講習修了者から選任し、配置する必要があります。

- ・作業環境測定

屋内作業場では、6月以内ごとに1回、作業環境測定士（国家資格）又は作業環境測定機関に委託して作業環境測定を行う必要があります。

- ・特定業務従事者健康診断

配置換え及びその後6月以内ごとに1回、定期に一般健康診断を行う必要があります。

- ・作業の記録等30年保存

作業環境測定記録、健康診断記録等の長期保存が必要です。

（社）京都微生物研究所は作業環境測定機関として測定を実施しています。

